

美味町権利擁護センター

まあるくなあれ美味黄



権利擁護に関するワンストップの相談支援機関です

美味町権利擁護センターは、子どもから高齢者まで、安心した生活を送ることができるように権利擁護に関する相談について関係機関等と連携し、問題解決を図ります。

※「まあるくなあれ美味黄」は、美味町権利擁護センターの愛称です。



みしゃモン

住みなれた美咲で、 誰もが安心して暮らしつづけて

お困りのことや心配ごとをお聞きします

ご本人や家族、親族、友人や知人、福祉・医療関係者、金融機関等からの相談に応じます

成年後見制度の利用支援

「成年後見制度」は、病気や不慮の事故などによって、物事を判断する能力が十分でない本人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人の意思を尊重し自立した生活を支えるための制度です。本人の意思・希望に寄り添いながら、成年後見制度を利用しやすいように支援します。

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないために、適切な福祉サービス等を受けることができない方と契約を結び、地域で安心して暮らせるよう支援します。



けるために



こんなことで困っている人はいませんか？

- ★福祉サービスの利用・契約に不安がある
- ★お金の管理が難しい
- ★悪徳商法の被害を受けている
- ★虐待等で悩んでいる

市民後見人の養成・活動支援

判断能力が十分でない方の生活を身近な住民の立場で支える「市民後見人」の養成に取り組みます。
また、その活動を継続的に支援していきます。

連携・協働

行政・専門職・各種団体・社会福祉協議会など関係機関と連携した支援を目指します。

お気軽にお電話下さい！

まあるく なあれ

☎ 0868-66-0970

成年後見制度

病気や不慮の事故などによって、物事を判断する能力が十分でない本人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人の意思を尊重し自立した生活を支えるための制度です。



ひとりで暮らしています。夫に先立たれ、子どももいません。いざという時に備えて、安心できる人に財産管理をお願いしておきたいのですが…

障がいのある子どもと暮らしています。将来、子どもの世話ができなくなるときのことが心配です。



認知症の母に代わって、高齢者施設に入所するための契約をしたり、母の年金から入所費用を支払いたいと思っていますが…

認知症の父名義の不動産を売却して入院費にあてたい…

成年後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

こんな時に利用します。

「すでに判断能力が不十分な場合」 法定後見制度

すでに判断能力が不十分なために、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（補助人・保佐人・成年後見人）を選任する制度です。

「将来の不安に備えたい場合」 任意後見制度

将来、判断能力の低下したときに備えて、「支援してほしい人」「支援してほしい内容を」決めておきます。将来、望んだとおりの支援を受けることができる制度です。

区 分	法定後見制度			任意後見制度
	補 助	保 佐	後 見	
	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けている人	判断能力が衰えたら…
支援を受ける人	 高額な買い物などやや不安があり、補助人の支援があった方が安心です。	 日常的な買い物はできますが、高額な買い物は保佐人の支援が必要です。	 日常的に必要な買い物も難しく、成年後見人の支援が常時必要です。	 私は元気！！何でも自分で決められる。今、元気な人。
支援する人	補 助 人	保 佐 人	成年後見人	任意後見人

日常生活自立支援事業

高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた「みさき」で安心して生活できるように、財産の管理や福祉サービスの利用援助を行います。社会福祉協議会と契約が必要です。

1. このサービスを利用できる方（①～③の全てに該当する方）

- ①契約などの判断に不安がある方
- ②このサービスを利用する意思がある方
- ③この契約内容が理解できる方



2. サービスの種類

次の①を基本に、ご希望やご本人の状況に応じて②③のサービスをあわせて利用することができます。

①福祉サービスの利用援助

こんなとき…

- 福祉サービスを利用したいがよくわからない。

次のような援助をします

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報を提供し、相談を受けます。
- 福祉サービスを利用するときの手続きや利用料の支払いをお手伝いします。
- 福祉サービスについての苦情を解決するための手続きをお手伝いします。

②日常的な金銭管理サービス

こんなとき…

- 障がいや高齢で、金融機関に出向くのが大変。
- 家賃や電気・ガスの利用料の支払いを忘れる。

次のような援助をします

- 年金等を受け取るために必要な手続きをお手伝いします。
- 公共料金等の支払い手続きをお手伝いします。
- 預貯金の出し入れ等の手続きをお手伝いします。

③通帳等の預かりサービス

こんなとき…

- 一人暮らしで自宅に通帳等を置いておく心配。
- 通帳等のしまい場所を忘れてしまう。

次のような援助をします

- 保管を希望される通帳や印鑑、証書などの重要書類をお預かりします。
- ※ただし宝石、書画、骨董品、貴金属類など、または現金、証券、さらに運用を必要とする株券等はお預かりできません。

3. こんなときは？

- 日常生活自立支援事業のサービス対象者は、在宅生活の方を基本とすることから、福祉施設に入所されている方や、病院に入院されている方は、それぞれの施設や病院等で実施している金銭管理サービスをご利用いただくことになります。ただし、近いうちに退所または退院し、在宅で生活される予定がある場合に限り、ご利用いただけます。
- 障がいや認知症のために契約する能力が無い場合、また無くなったとみなされる場合、日常生活自立支援事業における契約も成立しません。その場合、成年後見制度などその他のふさわしい支援をお勧めします。
- 成年後見人等が選任されている方については、ご利用いただけない場合があります。



市民後見人の養成・活動支援

市民後見人

市民後見人とは、親族以外の一般市民による後見人のことです。

本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識を身に付けた上、家庭裁判所から選任された後見人のことです。

判断能力が十分でない方の意思を尊重し、金銭管理や日常生活における契約などについて、本人を支援します。

市民後見人は、本人と同じ地域で生活している市民であることから、地域の社会資源についてよく把握しており、また本人と同じ生活者として市民目線で職務を行うことにより、きめ細やかに支援できるという点で強みがあると言えます。



岡山県主催市民後見人養成講座を受講

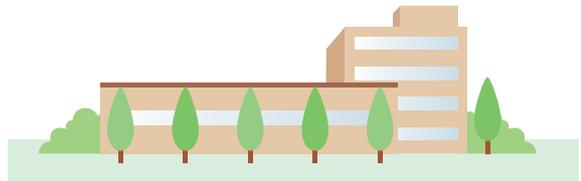
美咲町主催の市民後見人養成講座を受講

美咲町市民後見人候補者として登録

受任調整会議にて候補者として推薦

岡山家庭裁判所より選任

市民後見人活動を開始



美咲町権利擁護センター“まあるくなあれ美咲黄”は、市民後見人としての活動を継続的に支援しています。

意見交換会

事例検討

フォローアップ研修

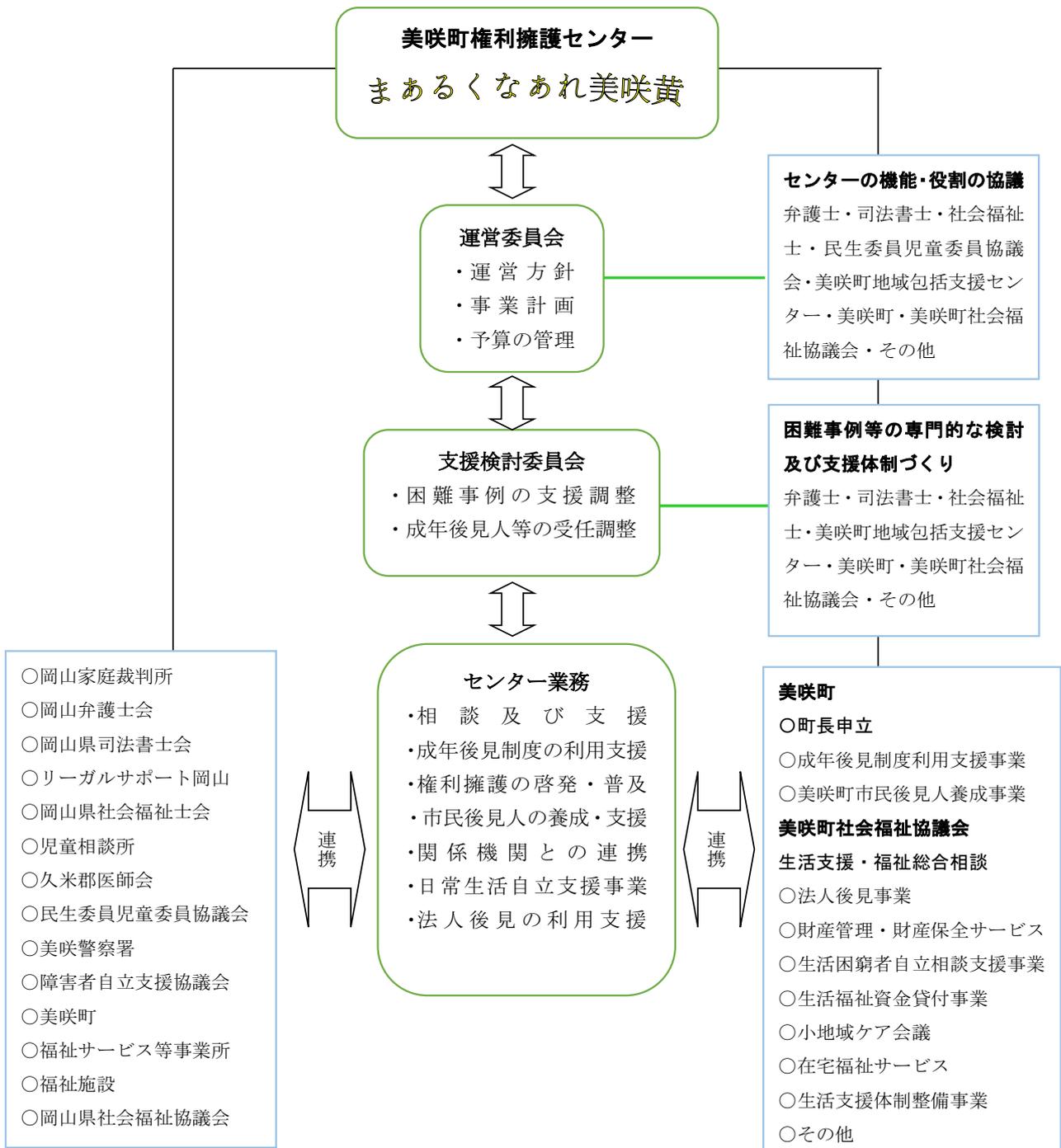
緊急時の後方支援



権利擁護についての相談・関係機関との連携・協働

- 経済的な虐待や、成年後見制度の相談について行政や各相談支援機関などと連携し、問題解決を図ります。
- 権利擁護に関係する機関とのネットワークを構築します。
- 困難な問題に対しては、弁護士・司法書士・福祉関係者などの専門職からなる、権利擁護センター支援検討委員より助言を受け、問題解決を図ります。

美咲町権利擁護センター組織図



まずご相談を！



美咲町権利擁護センター まあるくなあれ美咲黄

〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田2150 中央保健センター内

☎ **0868-66-0970**

FAX **0868-66-7133**

美咲町権利擁護センターは、美咲町が設置し、美咲町社会福祉協議会へ委託しています。

開所日 月曜日～金曜日（但し、国民の祝日と12月29日～1月3日を除く）

開所時間 8時30分～17時15分

美咲町福祉事務所

〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田1735

☎(0868)66-1129 FAX(0868)66-1167

社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会

〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田3108-10

☎(0868)66-2940 FAX(0868)66-2941